

**今後の低減対策に関する現時点での考え方について**  
**（技術面及び社会の意識向上の面）**  
**（たたき台）**

---

農林水産省食品安全政策課

- これまでのご意見及び限られた調査結果からみると、カンピロバクター低減対策については、必ずしも有効な低減対策が確立されていないものの、生産段階をはじめフードチェーン全体における衛生水準を向上させることが重要であると考えられる。
- 調査結果からは、①食鳥処理事業者別の鶏群の陽性率において、陽性率が低水準の事業者がいること ②鶏盲腸内容物内の菌量と鶏肉の菌量が相関する傾向であること ③鶏盲腸内容物内の菌量が一定水準を超えると、鶏肉から検出される傾向であることなどが確認されている。
- これらの結果等を踏まえると、生産段階において、菌量をゼロに貫徹できなくても、一定水準まで菌量を低減できれば、鶏肉の菌量を健康に影響のない水準まで制御することが示唆されていることから、生産段階での低減対策が重要であると考えられる。現時点で、有効な低減対策については、陽性率を低水準に抑制している取組等が参考になると考えられる。
- 生産者が、低減対策の効果を点検するため、鶏群の陽性率を把握することも重要であり、さらには食鳥処理段階での区分管理につなげる観点からも、まずは、生産段階での陽性率を簡易に把握する手段を開発することが重要であると考えられる。

生産段階における衛生水準の向上は、鶏肉菌量の抑制につながる可能性があることから、感染の程度（陽性鶏群の割合、盲腸内容物内の菌量）の低減が必要であるが、以下の課題が考えられる。

### 課題

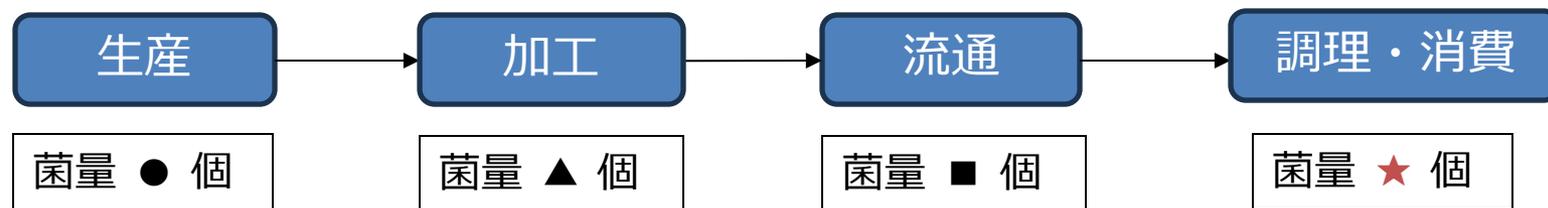
- 今回の整理は、限られた調査結果によるものであり、さらに、陽性鶏群の割合、盲腸内容物内の菌量などをさらに定量的に把握することが必要
- 上記の定量的なデータは、科学的根拠に基づく低減対策の実践や社会の意識向上のため、適宜、取りまとめた上で公表することが必要
- 技術面の課題として、以下の検討が必要
  - ・ 鶏群の陽性率を低水準に抑制できている低減対策（管理手法）の明確化・普及
  - ・ 感染の程度を把握する手段の開発（簡易検査キットなど）
  - ・ 現時点で有効と考えられる低減対策（管理手法）の検証

## 目標達成規格の設定に関するリスク評価

- 諸外国におけるリスク評価及びリスク管理の現状を踏まえると、鶏肉由来のカンピロバクターによる人の健康被害を低減するため、フードチェーンの各段階における定量データを活用した定量的リスク評価により、鶏肉の汚染に関する目標達成規格（PO：Performance Objective\*）を設定することは有用なリスク管理手段であると考えられる。

【出典：食品安全委員会「食品健康影響評価のためのリスクプロファイル～鶏肉等における*Campylobacter jejuni/coli*～」】

## （参考）目標達成規格（PO）のイメージ\*



摂取時安全目標値（★）：ある食品を摂取したときの健康被害が適切な公衆衛生上の水準（例えば、単位人口当たりの年間発症数）を超えない、食品中のハザードの最大の汚染頻度及び濃度

目標達成規格（●▲■）：★が保持されるフードチェーンのそれぞれの段階で許容される最大の汚染頻度又は濃度

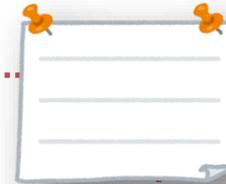
# 社会の意識向上の面での論点について

## 第1回検討会でのご意見

- カンピロバクター対策について、生産者、消費者、事業者など認識が異なり、異なる立場の者が現状の認識を共有し、できることから総合的に対策することが重要。
- カンピロバクターはヒトのみに病原性があり、鶏に症状を示さず生産性への影響がないことから、生産段階でのコントロールは非常に困難であり、インセンティブにつながりにくい。
- 生産者が対策に取り組むためには、カンピロバクターに対して有効な対策を明確にすることが重要。
- 消費者としても、生産者が日々衛生管理に取り組んでいる努力を知ることが重要ではないか。

### 論点

- 総合的に対策を講じるための枠組み
- 生産者等の取組に対するインセンティブ
- 生産者等の取組の見える化による社会の意識向上



# 社会の意識向上の面での論点について（続き）

## 現時点での考え方

- ・ フードチェーンにおける低減対策を着実に進めるためには、生産者を含め関係者の幅広い参画を促し、**法的拘束力を伴わないものとする**ことが、現時点で**適当ではないか**。その際、消費者庁などが取組む自主宣言を参考に社会の意識を向上させてはどうか。
- ・ カンピロバクターは生産性に影響を及ぼさないため、低減対策が生産者等のインセンティブになりにくいことから、**社会からの評価等を通じ、経営的なメリットにつなげる**ことが重要ではないか。
- ・ 生産者が日々衛生管理に取り組んでいる努力を知る機会を設けることにより、生産者等の**モチベーションの向上**に寄与し、**消費者が応援（共感）**したいという気持ちを想起させることが重要ではないか。

	法的拘束力のある措置	法的拘束力の伴わない措置
主なものの例	法律 規格基準など	ガイドライン
拘束力の有無	義務規定 罰則有 努力義務規定 罰則無	民間団体等が策定したガイドラインの場合、 一般に拘束力は無
取組の容易さ	生産形態等によっては、対応が困難	比較的容易に取り組むことが可能
対策効果	対策効果はあるものの、実効性確保が課題	自主的な取組の拡がりによる一定の効果が期待

※上記表は事務局が簡易的にまとめたもので、必ずしも公的な解釈ではない

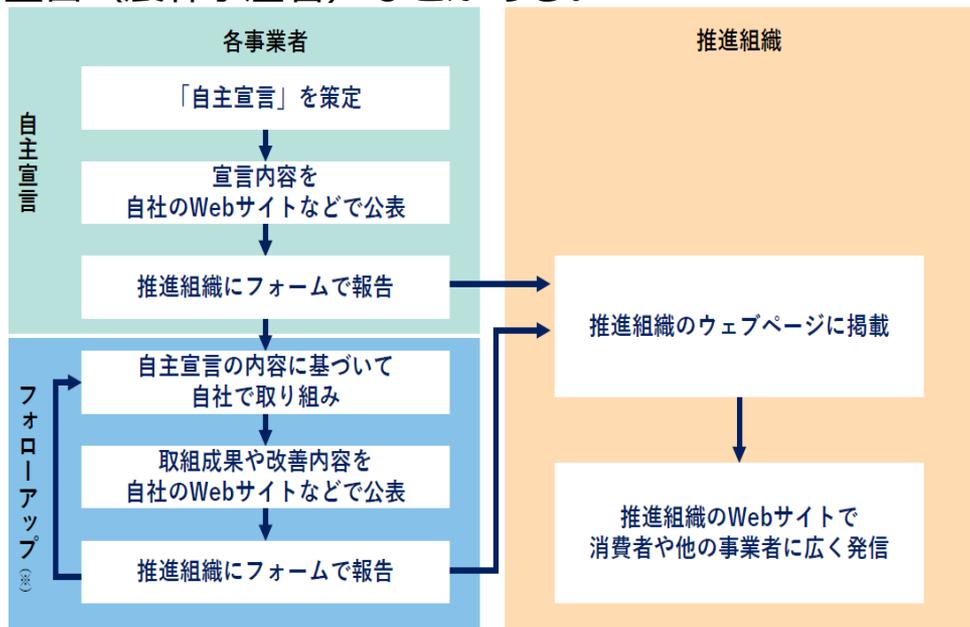
自主宣言とは、最近、企業・事業者などが、社会的課題や施策目的に対する目標を掲げ、それを社会へのコミットメントと位置付けて、掲げた目標を実践すること。

### ○ 消費者志向経営（消費者庁）

「消費者志向自主宣言」とは、消費者庁が推進する“消費者志向経営”に賛同し、その実現に向けた企業の方針を表明するもの。

（令和6年10月29日現在、770事業者が参加）

※ その他の例として、プラスチック資源循環アクション宣言（農林水産省）などがある。



（※）原則1年以内ごと、長くても2年ごと

出典：消費者庁

### 自主宣言の活用イメージ

- ・ 民間団体が遵守すべき事項を取りまとめ（ガイドラインを想定）

科学的知見を反映

- ・ 民間団体がガイドラインを公表

- ・ ガイドラインに基づいて、関係者（企業）が、自主的な取組を自主宣言として公表

科学的根拠に基づいた対策の実践と社会への取組の発信

- ・ 必要に応じて、フォローアップ

生産者等の取組を知ることは、生産者等の取組等を通じ社会的貢献などを理解することにつながり、生産者等のモチベーションの向上に寄与。また、消費者が応援（共感）したいという気持ちを想起させる。

### 表彰制度

表彰制度は、一般に優れた生産者や関連事業者等の取組（事業活動）などを称えるもので、その功績や成果を全国的な展開を期待するもの。

農水省は、農林水産業にかかる優秀な技術・製品及び個人・組織の功績を評価し表彰し、農林水産業の発展に寄与したものを広く社会に紹介。



出典：山口県地域農業戦略推進協議会

### シンポジウム

シンポジウムは、生産者等の意欲ある（先進的な）取組や関係機関などによる地域連携の取組等について、その活動（事業活動）や取組などへの理解の促進・普及を図るもの。



### 食品表示

食品表示（ラベル）は、消費者の安全の確保や消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保などを図る上で、重要な役割を果たすもの。生産者等の取組の「見える化」として、商品パッケージに貼るなどにより消費者への認知度等を向上させている。